

家庭ごみの処理手数料の改定

ごみ

10月1日から市指定ごみ袋の価格が変わります

10月1日から家庭ごみの処理手数料(市指定ごみ袋の販売価格)を改定します。現行のごみ袋の価格は「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の袋の規格(大・中・小)ごとの1リットル当たりの容量単価に差があるため、下表のとおり負担を公平にします。

なお、市指定ごみ袋などの形状や大きさなどの変更はありません。販売価格の改定日前に購入した市指定ごみ袋などはそのまま利用できます。差額の返還などは行いませんので、9月末までの必要な枚数を計画的に購入してください。

《市指定ごみ袋の販売価格(販売単位：10袋当たり)》

市指定ごみ袋の種類		～9月30日	10月1日～
燃やすごみ、 燃やさないごみ	大袋	500円	520円 (20円増)
	中袋	350円	350円
	小袋	250円	230円 (20円減)
びん・かん、 ペットボトル、 紙製容器包装、 プラスチック製 容器包装	大袋	150円	150円
	中袋	100円	100円

※粗大ごみのステッカーの販売価格は変更なし

《問合せ》生活環境課 ☎23-5304

ごみの減量と分別にご協力を！

ごみの減量と、資源ごみへの分別の徹底に、引き続きご理解とご協力をお願いします。

生ごみの水切りにご協力を！

乾かす、しぼる！

- 野菜の皮などは乾かして出しましょう。
- お茶がらやティーバッグは水気をしぼり、乾かして出しましょう。
- たまった水分をぎゅっとしぼって出しましょう。家庭での1回の水切り目標を大きじ7杯(105g)とすると、市全体では1年間で25mのプール1杯分(約360トン)の減量になります。市のごみ処理経費も約240万円の節減になります。

ごみの減量、悪臭対策、経費節減のために引き続きご理解とご協力をお願いします。

消費生活相談員の知恵袋

19

「こんなことも「エシカル消費」です」

昨年市広報紙で紹介したエシカル消費。馴染みのない言葉ですが、普段の生活の中で特別新しいことをしなければいけない訳ではありません。

◆飲み物はマイボトルで

自動販売機やコンビニで飲み物をいつでも購入できるのは、とても便利です。しかし、ポイ捨てされたペットボトルが分解され自然に帰るには、数百年かかるといわれています。飲み終わったら資源ごみとして分別するのはもちろん、ごみを出さないため、自宅マイボトルに飲み物を入れて仕事や行楽などに出掛けるはかがでしょうか。自分のお気に入りのデザインなら気分も良くなり、ごみの削減にもつながります。

◆福祉事業所の商品購入

市役所本庁舎では月に10日程度、昼休み前後に菓子やたこ焼き、手芸品など市内の障害者福祉事業所で作られた食品や物品が販売されています。障害者の自立を支援する購買行動も「人への配慮」の具体的な行動です。

《豊岡市消費生活センター》

▽相談受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時

▽相談場所 生活環境課内

▽電話相談 ☎21-9001



# 国民年金のお知らせ

**退職した皆さん、国民年金の届け出は済んでいますか？**

国内に住所がある20歳以上

60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになっていきます(2019年度定額保険料は、月額1万6410円です)。会社や官公庁などを退職した方は、国民年金第1号被保険者になりますので、届け出てください。

また、退職した方の配偶者が扶養家族として第3号被保険者であった場合も、第1号被保険者への種別変更が必要です。手続きは、資格喪失証明書(退職辞令)、印鑑、年金手帳を持参の上、市民課または各振興局市民福祉課で行ってください。

## 付加年金に加入しませんか

老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で年額78万100円(2019

年度)ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に加えて付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

### ■注意

- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からです。
- 保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入中の方は、付加年金に加入できません。
- 障害基礎年金には、付加年金の上乗せはありません。
- 老齢基礎年金を65歳より前に繰上げ受給または66歳より後の繰下げ受給する場合には、付加年金も老齢基礎年金と同じ減額率・増額率になります。
- 付加保険料の納付を希望しなくなった場合は、辞退の申し出が必要です。

**付加保険料 400円(月額)**  
**付加年金の受給額 200円×付加保険料納付月数(年額)**

【例】付加保険料を10年間納付した場合  
 ▽付加保険料 400円×10年(120月) = 48,000円  
 ▽付加年金額 200円×10年(120月) = 24,000円(年額)  
 ※65歳から受給した場合の付加年金額  
 付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となり、そこからは支払った以上の付加年金を一生涯受けることができます。

## 追納制度

### 過去10年以内に保険料免除・猶予期間のある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除(注)・法定免除)、納付猶予、学生納付特例を受けた期間があると、

保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る年金額を増やすために、これらの期間の保険料をさかのぼって納めることができる制度が「追納制度」です。追納制度を利用するには、申し込みが必要です。

(注)一部免除は、納付すべき保険料を納付していない場合は追納できません。

### ■注意事項

- 過去3年度以前の追納保険料は、当時の保険料額に加算額が付きまます。
- 追納が可能な期間(過去10年以内)のうち、原則、最も古い年から先に納付することになります。
- すでに老齢基礎年金を受給している方は利用できません。

《問合せ》豊岡年金事務所

☎2210948(音声案内で2番を押してください)

## 豊岡年金事務所から

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの、委任状と委任者の印鑑、代理者の身分証明を準備してください。

### ●5月11日(土)

午前9時30分～午後4時

### ●5月7日(火)、13日(月)、20日(月)、27日(月)

午前8時30分～午後7時

### ●一般的な年金相談

☎05701051165

・050で始まる電話の方

☎03167001165

●来訪年金予約相談

☎057010514890

・050で始まる電話の方

☎031663117521

### ●日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/>

### 《問合せ》豊岡年金事務所

☎2210948(音声案内

で1番を押してください)

市民課☎2119015または各振興局市民福祉課

